

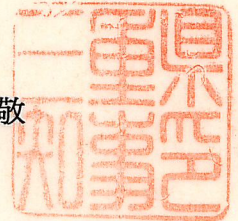
三重県指令医保第 09-237 号

桑名市新西方 3 丁目 206 番地
有限会社 トータルヘルスサポート
代表取締役 福岡 幸伸 様

平成 31 年 3 月 5 日付け申請について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 60 条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定を更新します。

令和元年 5 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬



- 1 医療機関の名称
ソーラー薬局
- 2 医療機関の所在地
桑名市新西方 3 丁目 206 番地
- 3 指定期間
令和元年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 5 月 31 日
- 4 主として担当する薬剤師の氏名
緒方 友仁

- ※ なお、この指定に当たっては、次の条件を付して承認されたものですので御承知ください。
- ・主として担当する医師（薬剤師）、名称、所在地等法第 64 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
 - ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号）により自立支援医療（精神通院医療）の適正な実施に努めること。
 - ・法第 60 条の規定に基づき、令和 7 年 5 月 31 日までに指定の更新を受けること。